

第 2 回遠軽町まちづくり自治基本条例推進委員会議事録（要旨）

1 日時

平成 29 年 7 月 18 日（火） 15：00～17：00

2 場所

遠軽町議会委員会室

3 出席委員

本間克明委員長、遠藤利秀副委員長、谷口寿康委員、宮崎良公委員、藤田真一委員、伊藤緑委員、梅田弘胤委員

4 欠席委員

鈴木慶樹委員、吉川知宏委員

5 遠軽町出席者

加藤俊之総務部長、佐藤祐治企画課長、中原誉企画課主幹

6 議事内容

(1) 開会

15：00 佐藤課長が開会を宣言。

(2) 委員長挨拶

委員会への出席についてお礼。本委員会の設置目的は、条例が社会経済情勢の変化に対応し、所期の目的が達成されているかを検討するものであるが、次の 3 つの観点から議論をお願いする。1 つめは、条例の運用の状況。2 つめは社会経済情勢の変化への対応。3 つめはより PR すべきものの有無について。具申については、前回の委員会は細かく議論している経過を踏まえ、大所高所からの視点で議論をお願いしたい。細かな、技術的な点は事務局にお任せするよう考えている。これについて、御理解をいただいた上で進めたい。

(3) 議事

ア 第 1 回委員会の振り返りについて

本間委員長から事務局に説明が求められ、中原主幹から資料 1（前回の議事録）により説明。第 1 回の議論の内容を振り返るとともに、議事録の記載内容の確認を行った。

イ 社会経済情勢の変化について

本間委員長から事務局に説明が求められ、中原主幹から資料 2 により近年の主な社会経済情勢の変化について説明した。

（委員長）人口減少が社会問題化した。これについては、魅力あるまちづくりや安心して子育てをできる環境づくりが求められると思うが、これらについて条例で対応する部分はあるか。

（中原主幹）前文で“この町の将来に夢や希望を抱き、「ふるさと遠軽」を誇りに思

う強い絆に結ばれたまちづくりを目指し”と書かれている。この部分で包含されている。

(本間委員長) 各委員から何かないか。

(梅田委員) 遠軽駅の前には階段しかない。高齢化が進展する中で問題があるのではないか。条例自体というより、それを基に何かをやる体制の有無が重要。

(佐藤課長) 町民の声をまちづくりに反映するという意味では、毎年行政評価の町民アンケートを行っているところ。

(遠藤副委員長) 梅田委員からの発言のようなことも具申に盛り込むことはどうか。

(佐藤課長) 問題ない。

(本間委員長) 階段解消については、(仮称) 町民センターの整備計画の中で検討されている。

(佐藤課長) (仮称) 町民センターの前にも、北海道で駅前広場再開発が予定され、スロープ化やバスの乗り入れになる。

(伊藤委員) 安心できるまちづくりについて、機会があつたら話したいと思っていたことがある。小学校の通学区については、駅前通りを境に東小学校と遠軽小学校に分かれている。市街地中心部の住民にとっては遠軽小学校が移転して更に遠くなり、冬場など送り出す親は不安に思っている。区割りをバランスよく改善してもらいたい。こうした問題について、町民は役場のどこに言ったらいいか分らない。こうした日常的な便利・安全・安心ということが住みよいまちづくりにつながる。

(佐藤課長) 所管は教育委員会であり、区割りは条例で決まっている。所管部署には今の意見をお伝えする。

(梅田委員) 分野ごとの具体的なアクションのときに町民の声を吸い上げることが大事ではないか。

(佐藤課長) 吸い上げる方法としては、先ほどの町民アンケートや移動町長室など様々な形で設けているところ。

(本間委員長) そもそもこの条例が必要なのかという議論もある。町民にも十分認識されているとは言えない状況ではないか。

(藤田委員) 条例はよくできた文章だと思う。どれにもあてはまっている。町民が持ち上げてきたものを妨げるようなものであれば直さなくてはならないが、今のところ問題がないと思う。順調に流れているのではないか。

(宮崎委員) 会議に出るときには、この会議は何のためにあるのかを考える。条例はよくできていると思うが、他の町の条例をインターネットでも見てみた。引っかけた部分が“遵守される最高規範”というところ。いい町を作るために町民は何をすべきか。そういう観点で検討していけばいいと思う。

(佐藤課長) ほかの自治体でも最高規範とすることについて議論もあるようである。

(谷口委員) 町民憲章の制定に関わらせてもらって、みんなでいい町を作りましょう
ということ考えた。条例の表現や文章には問題ないと思う。どう町民の声をまち
づくりに反映するかは色々な方法があるので、上手に利用するようにすればよい。

(遠藤副委員長) 条例は町民、町、議会が一体になっていい町づくりを進めましょ
うというもの。変えるべきところがあるとすれば、町民憲章に関するところ。どうい
う議論を経て最高規範となったのか。

(中原主幹) 最高規範という文言は前回の見直しの時に入れた。

(遠藤副委員長) 第2条の町民の定義では、町内で働く人、学ぶ人も町民となってい
るが、第8条では選挙権、被選挙権を有するとなっていて合わないのではないか。

(本間委員長) 外国人も参政権を持つことになってしまう。

(中原主幹) 選挙権などは公職選挙法で定められるもので、確かに整合性が取れてい
ない。

(本間委員長) 社会経済情勢の変化に伴うものではないが、最高規範という表現と第
2条と第8条の不整合については検討を要するのではないか。

(藤田委員) 遠軽に住んでいなくても町内で働く人や学ぶ人にとっても働きやすい、
学びやすいということは必要と思う。

(中原主幹) 町民の定義については広く取るが、法律に関わる部分は修正が必要とい
うことでよいか。

(全体) よろしい。

ウ 遠軽町町民憲章と遠軽町まちづくり自治基本条例の関係について

本間委員長から事務局に説明が求められ、中原主幹が資料3により町民憲章と自治
基本条例の関係について一般的な概念、文言の比較及び策定経過の点から説明した。
町民憲章の策定経過において、自治基本条例の存在が議論に上がっていること、共通
の概念が網羅されていることなどから文言的には違いがあるが、内容的には不整合は
ないと申し添えられた。

(本間委員長) 町民憲章と自治基本条例は整合性が保たれているという結論だと思
うかどうか。

(谷口委員) 町民憲章は検討委員会でまちの理想像につながるキーワードを出し合っ
て作ったが、比較してみて食い違っていないということで、ほっとしている。

(本間委員長) 町民憲章制定の影響で条例の変更は必要がないということによろしい
か。

(全体) よろしい。

エ 具申について

本間委員長から事務局に説明が求められ、中原主幹が資料4(前回の具申書)につい
て説明した。ここまでで一定程度論点整理が行われたので、具申内容をまとめる段階に
入ってもらいたいこと、今回において、おおまかな内容を検討してもらい、それを反映

した案を事務局で作成するので、次回それをもとに議論してもらいたい旨の説明を行った。

(本間委員長) これまでの論点は、最高規範という表現がどういう根拠に基づいているのか、問題がないのかという点と第2条と第8条の整合性の点だと思うが、他に何かないか。

(梅田委員) 第34条に委員の公募があるが、こうした委員に誰がなっているかを町民に知らせることも大事なこと。誰に意見を言えばいいのかがわかる。

(加藤部長) こうした会議を開いていることを委員しか知らないのは会議の公開の原則にも合っていない。委員に誰がなっているのかもそうだが、事前にこういう会議をやると情報公開することも必要。公募については、なかなか来ていただけないのが現状。最高規範については、条例は法律の下にあり、理論上は条例間に上下の関係はない。

(梅田委員) 最近話題になっている「ふるさと納税」について、国から横やりが入っているが、これはどういう問題か。

(加藤部長) 返礼品が高額化している状況に対して、総務省が自治体への通知で3割程度にするよう求めたもの。ペナルティはないが、お上に逆らうということになる。本来の主旨と外れて電化製品や家具などが返礼品とされ、5～6割の高額返礼のところも出ている。総務省の言うことを聞くところもあれば、うちは違うというところもある。

(本間委員長) 都市部が問題視しているのでは。

(加藤部長) 都市部としては税収が地方に持って行かれるので、何だっという話はあると思う。難しいところだが。

(梅田委員) そういう悩んだときによりどころになるものとしてこういう条例があったほうが良いと思う。

(本間委員長) 私から1点。第11条子どもの権利の尊重については、どういうものを指しているのか理解できなかったので教えてほしい。

(佐藤課長) 子どもの権利条例というのがあって、平成6年ごろ批准された子供の権利守るという国際条約に伴い一時期、自治体で制定することがはやりになった。条例制定については、町としては検討中ということで前回説明したところ。

(本間委員長) 権利ってなんとなくわかるが、漠然としている。時期を見ているということか。本当に必要なのか。

(加藤部長) 条例を作っているところは少ない。条例があったからといって、自治体としてやることは同じになる。

(藤田委員) 子どもの権利とは“子どもは生きていていいんだ”という権利。日本ではあまり見られないが、日本でもないがしろにはできないものが子供の権利条例。

(加藤部長) ないからといって、ないがしろにしているわけではない。

(谷口委員) 自分の子どもにご飯を与えない親とか、そんなにいないかもしれないが一部にはいる状況もあるということじゃないか。

(中原主幹) 第11条で言うと、権利の普及啓発というのは当然ながら必要。しかし、子どもが意見を表明し、参加できるという部分が問題なところのようである。

(藤田委員) 日本とか、この町では大人によって守られる状況だとは思いますが、海外では子どもが主張しなければならない状況があるということ。

(加藤部長) 条例の逐条解説を確か作っているはず。町民にも中身をきちんと説明していく。

(宮崎委員) 主役は町民。町民が中身を知らないとならない。

(伊藤委員) 20年ぐらい前に主任児童委員という国の制度があり、多分そのころの考え方ではないか。子供は親を選べない。人として生まれて、権利を持っているんだよというもの。その後、老人福祉を重視する流れになっていった。時代時代において流れがある。

(本間委員長) 今日挙がってきたところは、町民の権利の部分と第34条の部分2点についてということになる。最高規範という部分については、前回の議論の中でこうなっているということなので、この部分についてはこのままということ。あとは事務局の方で何かあれば合わせてもらう。早ければ3回目で終了できる可能性もあるのではないか。

(中原主幹) 次回は、これまでの議論を踏まえて具申のたたき台を作成してくる。これでいいとなれば、次は具申となる。

(本間委員長) 欠席している方にはお知らせはするのか。

(中原主幹) 議事録を作成して議案と一緒にお渡しする。

6 その他

次回の開催日はお盆過ぎとし、詳細は事務局に一任された。

終了 17 : 00